

農業委員会だより

今年の改選で就任しました農業委員の紹介をいたします。



会長
田中 義一
選挙
南区藤野



副会長
漆崎 智
選挙
西区小別沢



三上 健一
選挙
東区丘珠町



柳瀬 豊
選挙
清田区平岡



元岡 藤博
選挙
東区中沼町



吉田 里留
選挙
豊平区福住



平佐 雅勝
選挙
手稲区手稲山口



桜井 信一
選挙
南区砥山



宮前 雅一
団体推薦
石狩農業共済



山田 一仁
団体推薦
市議会



浅井 義正
選挙
東区東雁来



熊木 基雄
選挙
北区百合が原



吉岡 宏直
選挙
北区屯田町



佐藤 邦夫
選挙
白石区東米里



生野 隆雄
団体推薦
サツラク農協



芦原 進
団体推薦
市議会



山本 和夫
選挙
北区篠路町篠路



赤坂 陽一
選挙
厚別区厚別南



金生 洋一
選挙
西区宮の沢



吉田 照一
団体推薦
札幌市農協



近藤 和雄
団体推薦
市議会



恩村 一郎
団体推薦
市議会

◆会長ごあいさつ◆

農業委員改選後の7月1日の初の総会において委員の皆様のご推挙を賜り、第11期札幌市農業委員会会長に就任いたしました。現在国では農業委員会制度の抜本的な改革が検討されている時期の就任ということで職務の重さに改めて身の引き締まる思いでございます。

農業を取り巻く環境は、農産物価格の低迷、高齢化や後継者不足による遊休農地の増加、TPPの問題など厳しい状況にさらされています。本市においても様々な課題はございますが、都市近郊という利点を生かした新鮮な農畜産物の市民への提供や、緑豊かな都市環境の保全、農業への理解促進など、多面的で重要な役割を担っているところでございます。

私ども農業委員会は、農業者の公的代表機関としての役割を改めて強く認識し、皆様の声をお聞きしながら、地域農業の活性化に全力で取り組んでまいりたいと考えております。今後とも、農業委員会の活動に、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

市内農業事情調査を実施しました

当農業委員会では、作況や農業事情の調査のため、市内の農地や農業関連施設等への視察を毎年8月に行っています。今年は8月29日に西区小別沢の圃場や南区滝野の新規就農研修圃場等を訪問しました。

西区小別沢では、当農業委員会の漆崎副会長宅のコマツナ圃場等を視察しました。年に4、5回収穫しているというコマツナは、市場に卸している他、一部を札幌市教育委員会の事業である「さっぽろ学校給食フードリサイクル」の取組みとして、西区内の学校給食用に出荷しているということでした。また、当該事業により生産する作物には、学校給食で出る残食等から作られるリサイクル堆肥を利用しているとのことでした。



その後、南区滝野の「さっぽろ夢農業人育成支援事業」新規就農研修圃場を視察して、この農場で研修を受けている吉川さんにお話を伺いました。吉川さんは2年間の研修を経た後、市内での就農を目指して、自身に合った作物を見つけるべくスイートコーン、バレイショ、エダマメ等多品目の作物を生産しているとのことでした。また、吉川さんの指導農業者である黒田さんの圃場も視察させていただきました。主にスイートコーン、バレイショ、ホウレンソウ等を生産しており、黒田さんもまた、フードリサイクルとして、市内の小中学校へ学校給食用の野菜等を出荷しているということでした。



今回の視察では、ベテラン農家からこれからの農業を担う新規就農者まで、様々な農業事情を把握することができました。最後にお忙しい中、訪問させていただいた方々に、改めてお礼申し上げますとともに、この調査を今後の当農業委員会の活動にいかしていきたいと思っております。



農地を相続した時は届出が必要です

農地法では、農地を相続した時などの届出が義務付けられています。農業委員会が農地の権利移動を把握して、農地の有効利用を図るためのものですので、相続等で権利を取得した場合には、農地のある市町村の農業委員会に届出をお願いします。農地を相続した時などの届出は、会社にお勤めの方が相続した時など、実際には営農していなくても必要となります。

農業は続けるのですが、相続税のことが心配です…

農地を相続し、本人が農業を営む場合や、農業経営基盤強化促進法による貸付けを行う場合などには、相続税額の一部が猶予される場合があります（納税猶予）。

会社員なので、取得した農地の耕作や管理が自分では難しいのですが…

札幌市や農協などで構成する団体が、あなたに代わって、農地の利用調整のお手伝いを行っています。たとえば、依頼により、規模拡大を希望する農家の方への農地の貸し付けなどを実施しています。

農地の売り買いや貸し借り、転用を考えているのですが。

ご自分が所有する農地であっても、農地の売買・貸借・転用には許可や届出の手続きが必要になりますので、必ず事前に農業委員会へご相談ください。必要な許可や届出をしないまま売買・貸借・転用をしてしまうと、農地法違反となり、罰則が適用されることがありますので、ご注意ください。

◇ 取得した農地は、農地としての利用をお願いします！ ◇

農地賃借料情報（平成26年）

平成26年1月～12月に締結（公告）された賃貸借における賃借料水準は、以下のとおりです。

農地区分	平均額 (円/10a)	最高額 (円/10a)	最低額 (円/10a)	データ 数	適用地域	
田	実績なし (10,000)	実績なし (10,000)	実績なし (10,000)	実績なし (4)	市内全域	
畑	東 部	9,000 (9,600)	15,000 (15,000)	5,000 (3,300)	77 (245)	北区／篠路町太平、篠路町上篠路、篠路町篠路 東区／栄町、丘珠町、東苗穂町、東雁来町 白石区／東米里 豊平区／市街化調整区域の全域 清田区／市街化調整区域の全域
	西 部	12,000 (12,200)	17,564 (17,564)	10,000 (9,593)	23 (74)	中央区／市街化調整区域の全域 南区／市街化調整区域の全域 西区／市街化調整区域の全域 手稲区／手稲前田を除く市街化調整区域の全域
	平野部	5,200 (6,000)	8,800 (9,200)	2,916 (2,916)	5 (80)	北区／新川、新琴似町、屯田町、東茨戸、西茨戸、 篠路町拓北、篠路町福移 東区／中沼町 白石区／東米里を除く市街化調整区域の全域 厚別区／市街化調整区域の全域 手稲区／手稲前田
	牧草・ 飼料畑	3,800 (3,400)	4,300 (4,300)	2,000 (1,425)	130 (383)	市内全域

※（ ）内の金額は過去3か年の平均です。

※ 金額はすべて年額です。

遊休農地の利用促進をお願いいたします

農地法では、農地の所有者等には農地を農業上適正かつ効率的に利用する責務があること、農業委員会は毎年1回、管内の農地の利用状況について調査を行うことが、それぞれ定められており、今年度も農業委員会では、6月から10月にかけて市内各地区担当の農業委員が現地調査を行いました。

その結果、多くの農地が適正に耕作又は耕起・草刈等の保全管理がなされていることが確認され、その中には、昨年の利用状況調査で耕作を確認できなかった農地について、耕作が再開されたり、きちんと保全管理がなされるようになった例も見受けられました。



しかしながら、一方では、1年以上耕作されておらず、今後も耕作される見込みがない農地など、いわゆる遊休農地も見受けられました。そうした遊休農地に関しては、その所有者等に対して農業委員会が利用意向調査を実施し、その意向を勘案しつつ、農業上の利用の増進が図られるよう、農地中間管理機構等との調整を行うこととなりました。



その意向を勘案しつつ、農業上の利用の増進が図られるよう、農地中間管理機構等との調整を行うこととなりました。

今後、遊休農地の所有者等に、耕作を再開されるか、農地として貸付けするか等のご意向をお伺いする文書を送付させていただきますので、ご協力をお願いいたします。

また、今回、意向調査の対象とならなかった農地につきましても、貸付け等のご意向がある方は、農業委員会までお気軽にご相談ください。

今後も、遊休農地の利用促進について、
ご理解、ご協力をどうぞよろしくお願いいたします



農地転用の基準が厳しくなっています

農地は、大切な食料の生産基盤であり、限られた資源ですから、効率的に活用しなければなりません。特に農地が集団的に存在する地域では、その有効活用と営農環境の維持が大切です。従って、農地の中に無許可建築物や違法な資材置場等ができること、農地の集団性が薄れ、農作業の効率が悪くなったり、周辺農地の荒廃を誘発するなど良好な営農環境を損ねてしまいます。

このため国では、国民の財産である農地をこれ以上減らさないとの観点から、平成21年に農地法を改正し、農地を適正かつ効率的に利用するという農地所有者等の責務を明らかにするとともに、転用の基準を厳しくしました。このため、農地転用をお考えの方は、農業委員会にご相談ください。



◎ 転用基準の強化例

- 違反転用の罰則が強化されました
個人：3年以下の懲役又は300万円以下の罰金
法人：1億円以下の罰金（改正前は300万円以下の罰金）
- 集団的な優良農地の範囲が拡大されました
「おおむね10ha以上」（改正前は「おおむね20ha以上」）
- ※ 集団的な農地においては、農地を他の用途に転用することは原則として認められません。

農地を所有する皆様には、農地の重要性を十分認識して、法令遵守に努めていただきますようお願いいたします。

農家住宅や農業用施設を建築するときは



自己所有農地で、自宅や、農業用倉庫や畜舎・堆肥舎などの農業用施設を建築する場合であっても、農地法の転用許可や、都市計画法、建築基準法その他の関係法令の手続きが原則として必要となります。

このような施設の設置を計画されている場合は、お早めに農業委員会にご相談ください。

『農業委員会委員選挙人名簿』 の搭載申請をお忘れなく

「農業委員会委員選挙人名簿」とは、農業委員選挙の有権者の名簿です。この名簿は、下記の要件を満たす方からの申請により、毎年作成しています。名簿に登載されていない方は、原則、選挙の投票等ができませんのでご注意ください。

◎ 平成27年（3月31日確定）の名簿に登載されるための申請書の提出期限は、平成27年1月10日です。必ず提出期限までに農業委員会事務局に届くように提出してください（年末年始・土日・祝日は持参できません）。

資 格 要 件

市内に住所を有する満20歳以上の方で、次のいずれかに該当する方。

- ① 30ア以上の農地を耕作している業務主
- ② ①の同居の親族またはその配偶者で、年間おおむね60日以上耕作に従事している方
- ③ 30ア以上の農地を耕作している農業生産法人の構成員等で、年間おおむね60日以上耕作に従事している方



平成27年1月10日(土) 必着

農業者年金に加入しませんか

農業者年金は、農業者のための安定した積立式の公的年金です。

◇加入要件◇

- ・ 農業に年間60日以上従事
- ・ 国民年金第1号被保険者
- ・ 20歳以上60歳未満

◎農業者年金のメリット◎

- ・ 積立式で少子高齢化に強い
- ・ 年金は一生涯支給、80歳まで保証付き
- ・ 支払った保険料は全額保険料控除の対象

【編集・発行・ご連絡先】 札幌市農業委員会事務局
〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所15F
TEL 011-211-3636 FAX 011-218-5132
ホームページ <http://www.city.sapporo.jp/keizai/nogyo/noui/>
E-mail nogyo@city.sapporo.jp



02-U04-14-1787

26-2-1114